HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ農業政策と農業者同盟(1890-1914年)
Author(s)	斎藤, 幸雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 25(2), 59-88
Issue Date	1975-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31315
Type	departmental bulletin paper
File Information	25(2)_P59-88.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ドイツ農業政策と農業者同盟

(1890—1914年)

斎藤幸雄

一、問題の所在

19世紀後半，特に末葉から20世紀初頭にかけてドイツの工業・商業・農業界に多数の圧力団体が出来たが，農業界の中で最も顕著な役割を果たしたのは農業者同盟（Bund der Landwirte, BdL）であった。まず，BdL 成立の背景をごくかいつまんで述べておこう。

19世紀末の大不況期にドイツ農業も大きな変化をなしとげた。ドイツが穀物輸出国から輸入国になるにしたがって，かつての自由貿易派であったユンカーも保護貿易派に転換して1879年には周知の「鉄と穀物の同盟」による保護関税が設定された。このとき穀物関税とともに畜産物関税も設定された（後出第6表参照)。保護関税やその他の要因が重なって，大不況期から第一次大戦に至るまでユンカー経営および農民経営の双方とも耕種と畜産の混合農法を維持し発展させたが[1]，その間に主にユンカーの要求によって数回にわたり農業関税が引上げられた。ビスマルク体制のもとでは1885年と1887年に穀物関税を主とした引上げがなされたが，しかし過度の関税引上げは各国の報復関税を招来することになった。特にロシアとの関係が悪化してフランスとロシアの接近を進める結果となってビスマルク外交は失敗した。国内では輸出停滞の打開を求める工業資本の要求が強まって国民自由党の中にも関税反対論が高まり[2]，さらに1890年2月の帝国議会選挙で「カルテル」派が敗北したこともあってビスマルクは辞職するに至った。代ってカプリヴィが登場し，オーストリアおよびイタリアとの三国同盟を更新する外交上の必要もあって，1890年12月にはドイツとオーストリアの通商条約交渉が開始された。折しもこの交渉が行われた1890年末から91年にかけて，ヨーロッパの凶作に

よって穀物価格が著しく騰貴したため[3]，ドイツ社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands, SPD）や自由思想党は食糧関税の撤廃ないし軽減を要求する運動を進めた。これに対して保守党も1891年の時点では正面きっての反対はできなかった[4]。結局，オーストリア通商条約を中心とする「大通商条約」は1891年12月に帝国議会で批准され，小麦とライ麦の関税は100kg当り5マルクから3.5マルクに切下げられ，他に各種工業製品関税も切下げられた（ただし鉄と鉄製品の関税は維持された[5]）。このあとに「小通商条約」や対ロシア通商条約の締結が控えていたが，一時騰貴していた穀物価格は1894年ないし95年に大不況期中の最低点になるまで急速に低落して[3]，農業経営は危機に陥った。この穀物価格低落の原因は，農業者の主観的立場からすれば，何よりもまず第一に新通商条約による関税切下げに帰せられた。

90年代初頭のこのような状況の中で，「農業の中で農政に積極的関心をもつ部分は，国家の通商・関税政策に一致して反対の態度をとり，そしてそこから，設立・財政・活動領域の点で国家から完全に独立した新組織形態の必要を感じていた[6]。」すなわち，諸邦国政府の支持を得て設立され，その影響下にある農業協会（Landwirtschaftliche Verein[7]）とは全く別種の，農業の利益代表のための闘争組織である BdL が1893年2月に設立された。BdL はどの政党にも従属せず，全ての経済的問題を取扱い，特に議会選挙のために活動する組織であった[8]。「宣伝を可能とする大衆時代の型に極めて適合した[9]」組織である BdL は，たちまち約20万人の会員を結集して勢力をふるった。

本稿ではこの BdL の運動に焦点を合わせて，まずその組織形態と綱領の内容，各政党や圧力団体との協調ないし対立関係を分析する。それを通して，BdLが広汎な農民層を主農派陣営に引き付けながら，ドイツの農業政策（特に1902年の関税改定）に一定の影響力を及ぼし得た根拠の一端を明らかにしたい。

1) 大不況期に外国の安価な穀物の競争を受けて，イギリス農業では高度に発達した混合農法から後退して粗放的な草地養畜農業へと転換していった。その時期にドイツでは逆に混合農法の発展を推進せざるをえなかった点に種々の問題を含んで

いたのであるが，その点については，宮下柾次『資本主義と農業恐慌』1972年，の特に第2篇第2章を参照していただきたい。

2) 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』昭和31年，162—163頁。

3) Kaiserliches Statistisches Amt, *Vierteljahrshefte zur Statistik des Deutschen Reichs*, 9. Jg. 1. Heft, Berlin, 1900, pp. 13—14.（以下，Vierteljahrshefte zur S. D. R.，と略す)。

4) Sarah Rebecca Tirrell, *German Agrarian Politics after Bismarck's Fall*, New York, 1951, pp. 101—107.

5) Ibid., p. 115.

6) Heinz Haushofer, *Die deutsche Landwirtshaft im technischen Zeitalter*, Stuttgart, 1963, 三好正喜・祖田修訳『近代ドイツ農業史』1973年，222頁.

7) 二の注19を参照。

8) Johaness Croner, *Die Geshichte der Agrarischen Bewegung in Deutschland*, Berlin. 1909, p. 133.

9) H. ハウスホーファー，前掲訳書，222頁.

二、BdL の組織と基本性格

(a) BdL の組織と指導権

最初に，農業の危機的状況のもとで，1893年2月に成立した BdL のその後の組織的拡大および内部組織と指導権の集中について検討しておく。第1表にみられるように，会員数は1894年には20万人を越え，その後1898年までは18万人台にあるが，1899年からまた毎年継続的に成長して大戦直前には30万人を越えるまでに成長している。1890年代においては，大衆組織として自由労働組合に次ぐ大きな組織である。[1)]

第1表　ＢｄＬ会員数

1893年5月	162（千人）
1893　年末	179
1894	202
1895	184
1898	188
1900	232
1902	250
1904	260
1906	283
1908	309
1910	323
1912	330

出典　Hans-Jürgen Puhle, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich*（1893—1914), Hannover, 1966, P. 309.

この会員のうち東エルベと西エルベの地域別内訳は，

1895年には西エルベの８万９千人に対して東エルベの方が９万９千人と多かったが，翌96年には西エルベ９万３千人に対して東エルベでは９万１千人であり，これ以後も会員の増加は西エルベの方が多くて1900年には西エルベ12万２千人，東エルベ11万人，1905年には西エルベ15万１千人，東エルベ12万１千人となっている[2]。BdLは創立当初からドイツの西部・南部の農民地域への進出を一大目標としていたが，その効果は多大であったといえる。ただし，西部・南部のカトリック地域は中央党とキリスト教農民組合の地盤であり，BdL の進出は原則としてプロテスタント地域に限定された[3]。

BdL 会員の社会階層は第２表[4]の通りであるが，大土地所有者の数は６年間不動であり，中土地所有者は1897—1901年間に約１万人，小土地所有者は６万人増加している。同期間に会員総数が19万人から25万人へと増加した大部分は小土地所有者の新加入によるものといえる。従って BdL の中の大土地所有者の占める比重はますます減少する傾向にあるが，しかしこのことはBdLの指導権が大土地所有者の手から離れていくことを意味するわけではなく，彼らは次にみるような厳格な中央集権制の頂点に位置して BdL を支配したのである。

第２表　ＢｄＬ会員の社会階層別内訳

	大土地所有者	中土地所有者	小土地所有者	手工業者
1897	1,500人	20,500	157,000	—
1898	1,400	28,000	158,000	—
1899	1,506	27,500	177,000	14,000
1900	1,480	28,520	202,000	18,000
1901	1,500	31,520	217,000	40,000
1902	1,455	—	—	—
1905	—	—	—	44,500
1906	—	—	—	49,000

備考　1906年の手工業者49,000人のうち，26,000人が純手工業者，23,000人は農業的副業者である。小土地所有者とは100モルゲン（40ha）以下，大土地所有者とは200ha以上である。

出典　H.-J. Puhle, op. cit., p. 39.

BdL の組織形態は次のようであった。会員は最小単位である Ortsgruppe（その数は1893年に25,000，1903年に31,999）に属し，それがいくつか集まって Hauptgruppe を形成し，ほぼ郡（Kreis）ごとに Bezirksabteilung があり，さらにその上に帝国議会選挙区割に倣って選挙区組織（Wahlkreisabteilung）がある。BdL のこれらの支部の議長（Vorsitzender）やその他の専従（Funktionär）の選出は形式上は民主的で，会員はだれでも選挙権，被選挙権を有するが，実際には地方支部のなかでも重要なポストである選挙区組織議長の大部分は第3表の示すように大土地所有者によって占められている。[5]

第3表　ＢｄＬの選挙区組織議長の出身階層，1897年

	プロイセンの東エルベ	プロイセンの西エルベ	ザクセン王国	その他	全ドイツ
騎士領・世襲財産所有者	102	8	9	10	129
農場所有者	6	26	6	11	49
騎士領・領地借地者	5	4	4	2	15
中級官史・将校	14	3	4	5	26
その他	14	9	1	7	31
計	141	50	24	35	250

出典　H.-J. Puhle, op. cit., p. 312.

選挙区組織の上に，州＝邦組織（Provinzial-und Landesabteilung）[6]があり，各州＝邦組織から1～3人の代表が出て，中央機関たる委員会（Ausschuß）を形成する。この委員会の構成員は1893/4年の42人から1914年の140人へと増加したが，この機関もやはり大土地所有者によって大部分を占められている（第4表）。委員会によって幹部会（Gesamtvorstand）14人（1901年から16人）が選出され，これが BdL の中央執行機関となる（第5表参照）。14人のうち11人は地域的観点を考慮して選出され，それとは別に議長（Vorsitzender）2人と書記長（Direktor）1人が選出されて，この3人で最高幹部会（Engerer Vorstand）[7]が形成される。BdL の全権力はこの最高幹部会に集中しており，重要な地方機関を支配し，不都合な会員を除名する権限を有していた。[8]

第4表　ＢｄＬの委員会構成員の出身階層

	1893/4	1897/8	1904	1909	1914
騎士領・世襲財産所有者	27	31	42	47	51
農場所有者	6	21	28	30	33
騎士領・領地借地者	—	3	5	6	13
中級官吏・将校	2	2	4	4	5
その他	7	14	18	12	18
計	42	71	97	99	120

出典　H.-J. Puhle, op, cit., p. 312.

第5表　ＢｄＬの幹部会構成員の出身階層

	1893/4	1897/8	1904	1909	1914
騎士領・世襲財産所有者	5	6	10	9	11
農場所有者	3	2	2	5	3
騎士領・領地借地者	3	3	1	1	1
中級官吏・将校	1	1	1	1	1
その他	2	2	2	—	—
計	14	14	16	16	16

出典　H.-J. Puhle, op. cit., p. 310.

外見上は民主的であった地方組織は実際には初年度のうちから完全に中央の手足とされてしまい，選挙区組織の本来の機能であるはずの BdL の支持を与える候補者の選定も幹部会によって簒奪されてしまった。選挙区組織が幹部会の気に入らぬ候補者を決定した場合には，幹部会はその決定を取消した。このような中央集権制のもとで，地方組織は上部の意志を下部に伝達する手段にすぎず，名目上は BdL の最高機関である総会も装飾品でしかなかった。

1) 自由労働組合員数は次の通りである。1892年22万７千人，1896年32万９千人，1900年68万４千人，(西尾孝明「ドイツ社会民主党に於ける組織論の陥穽」，明大『政経論叢』，27巻５号，昭和33年，174頁)。
2) H.-J. Puhle, op. cit., p.309.
3) H. ハウスホーファー，前掲訳書，224頁。カトリック地域とプロテスタント地域での政党の勢力分布については別の機会に譲りたい。カトリック農民組合の三大

中心地はヴエストファーレン州，ラインラント州，バイエルンであり，他にシュレージエン州，ザクセン王国，ヘッセン等に存在した。カトリック農民組合とＢｄＬの反目は，それぞれ前者が中央党・後者が保守党と結びつくことによって克服し難いものであったが，政策内容では共通性があることを農民組合は認めている（H，ハウスホーファー，前掲訳書，223—224頁，および S. R. Tirrell, op. cit., p. 173)。なお，バイエルンにはＢｄＬにもカトリック農民組合にも属さないバイエルン農民同盟があるが，それについては三の註13を参照。また，一般にユンカーの組織といわれるＢｄＬが南部・西部の農民の支持を獲得しえた根拠については後述する。

4) 手工業者（Handwerker）の数字の分は会員総数を上回っているので，中小土地所有者の数と重複しているものと思われる。なお，ＢｄＬ執行部が統計作製のさいに，200 ha以上層を大土地所有 としたのはその比率を小さくみせるための操作である。したがって，通常 100 ha以上を基準にして呼ばれているユンカーの会員数は「大土地所有者」の数よりかなり多くなる。ちなみに，1895年の農用地面積200 ha以上の農業経営数は全ドイツで13,811，同じく100—200ha層は11,250である（Kaiserliches Statistisches Amt, *Statistik für das Deutsche Reich*, Berlin, Bd. 112, p. 2)。

5) H.-J. Puhle, op. cit., pp. 40—41.

6) 州＝邦組織の議長および議長代理の出身階層については，熊谷一男『ドイツ帝国主義論』1973年，342頁を参照。

7) 最高幹部会員は，第一議長ベルトルト・フォン・ブレッツ（1833—98)，コンラート・フォン・ヴァンゲンハイム伯（1898—99)，第二議長グスタフ・レーシッケ（1893—99）であり，両者とも1899—1920年間は Bundesvorsitzender となる。書記長はハインリッヒ・ズッフスラント（1893—97）とディーデリッヒ・ハーン（1897—1914）である（Hrsg. von Dieter Fricke u. a., *Die bürgerlichen Parteien in Deutschland*, Leipzig, 1968, Bd. I, p. 129)。

8) H.-J. Puhle, op. cit., pp. 41—42.

9) Ibid., pp. 42—44.

10) Hrsg. von D. Fricke, op. cit., p. 134.

(b) BdL のイデオロギーと綱領

外見上は民主的で近代的な組織形態をとりながら貴族やユンカーによる支配を貫徹し，しかも農民層を広汎に惹きつけた BdL のイデオロギーと要求項目を，1893年綱領と1912年綱領を主にして検討しておく。[11]

1893年綱領では，「農業は指導的産業」であり，「帝国の支柱」であって，「農

業の繁栄と成功によって，その他の全産業部門の繁栄が保証される」と宣言し，1912年綱領でも同様に,「農産物の恒常的価格上昇」が「手工業・工業・商業の健全な発展の前提条件」であると宣言して，農業保護とアウタルキー化の必要を訴える。また，大資本や銀行資本による農業の収奪に対して激しい反感を抱きつつ,「中産層の維持」と「健全な中産層政策」の必要性を強調する。[12)13)]

以上のようなイデオロギーを前提にして，BdLは具体的に要求を掲げるのであるが，基本的にはユンカーの利益を第一要件としつつ，ユンカーの利益に抵触しない範囲で農民保護を唱えようとするものである。11項目からなる1893年綱領の中で最も主要な点は，第1項目の「農業およびその副業の生産物のために十分な関税保護」と，BdL創立当時焦眉の急であったカプリヴィの通商条約政策批判，特に「ロシアおよびその他の諸国との通商条約に反対」（第2項）するということである。この農業関税要求の中では，BdLの後の行動からも明らかなように，穀物関税が主で畜産物関税は従たる位置に置かれており，中小農民よりも穀物を大量に販売するユンカーや大農の利益を代表していることは明白である。ただここで注意すべきは，当時も，また現代においても，中小農民は食糧および飼料を購入するゆえに穀物関税は中小農民の利益に反するという主張がしばしば見られるが，――もちろん飼料を大量に購入する酪農ないし養豚の専業的経営もドイツ西北部の大都市やベルリン等の近郊では多数存在する――大勢としては，1890年代においては中小農民経営は自家消費を削減してまでも穀物を販売し，飼料は不足しているにもかかわらず購入せずに済ましていたということである。[14)] したがって，主たる現金収入を畜産物販売に依存する農民経営は，[15)] 穀物関税より畜産物の高関税をより有利とするが，穀物関税によっても利益を得る状態にあった。重点は違っていてもユンカーと農民は利益を共通にするゆえに，[16)17)] 1902年の関税改定のさいには，穀物関税とともに畜産物関税の引上げも要求することによって，農業諸団体は一致した行動をとることが出来たのである。1912年綱領においても，来たるべき1917年の通商条約更新にそなえて保護関税要求を固執して

いる。

次に第3項は，90年代になって現われた相続税等の増税に対する反対表明であり，第4項の家畜伝染病予防に名を借りた家畜輸入禁止要求とともに，主に農民向けのものである。この2つの項目は1912年綱領の第3項と第6項でさらに敷衍されているが，BdLにおける「中産層イデオロギー」の具体的表現といえる。

第5項での複本位制導入の要求は，1870年代以降の穀物価格の下落の原因を，金本位制への移行によって生じた金相場の上昇，ならびに銀相場の下落により銀本位国からドイツへの穀物輸出が容易になったことにあるとして，複本位制を導入することでドイツ国内の価格を回復しようという主張である。このような主張は，世界的に金本位制が確立する大勢を認識しえず，素朴な貨幣数量説的見解によるものであり，複本位制導入の要求は何の成果もあげえなかったのは当然である。しかし要求の正当性はともかくも，かなりうるさく騒がれたこの主張が，価格下落に苦しむユンカーや農民に幻想を与えたかぎりでは，政治的効果を有していたといえる。さすがにこの要求は1912年綱領からは姿を消した。[18]

第6項の「農業会議所の設立」の要求は，18世紀から各地に作られた任意加入制の農業協会（Landwirtschaftliche Verein）や農業中央協会に代って，公法に基くより広汎な権限を有する機関を設置しようとしたものであって，時宜に適ったものであった。[19] 1894年6月にプロイセンで農業会議所法が制定されてプロイセンの各州に農業会議所が設置された。少し遅れて各邦国もそれに倣った。ただし，BdLの運動が農業会議所の設立を特に促進したとはいえない。[20] 時機が熟していたのである。

第7項は，西部の工業化に伴う東部からの青年農村労働者の流出と，それによって生じたユンカー経営や大農経営での労働力不足に対する対策を要請したものである。具体的には強制的連戻しをなしうる僕婢条例の厳格な実施などによって東部に労働者をつなぎとめておこうとするものである。しかしこの時代錯誤的な要求では，ますます発展する西部の工業化による離村を喰

い止める政策は何ら実施できなかった[21]。この要求と関連して，BdLは内地植民および外人出稼労働者の導入によって労働力不足を補おうとする。後者については90年代になって禁令が解かれてから多数の外人出稼労働者が特に甜菜栽培地方に流入してくることになる。労働力不足を補うという点で，この第7項の要求はユンカーおよび大農経営の利益を直截に表現したものといえる。

第9項は，商品取引所における穀物の定期取引が穀物価格の変動を激しくし，かつ価格を下げる作用をしているとの見解が当時の農業界で広汎にみられ，BdLはこの定期取引および空定期取引の禁止を要求したものである。そうすることで穀物価格はより安定し，上昇するとみたのである。定期取引にはもちろん投機を助長する側面があり，また定期取引に従事して利益を得ている者は，ベルリン内外の大穀物商，大製粉業者，投機家，銀行などであって，中小製粉業者などは定期取引に参加するだけの穀物の取引量がなかったという事情があり，これがユンカーの目には不都合なものと映ったことはたしかである。だが，ユンカーが定期取引の保険作用の面を度外視して穀物価格の下落の大きな要因とみなしたことは，やはり狭小な見解といわねばならない。それはともあれ，BdLの要求がとおって，1896年6月に帝国議会で取引所法が成立して空定期取引が禁止された。その結果はマイナスの効果しかなかったといわれている[22]。それにもかかわらず，BdLは1912年綱領でも第2項で取引所の規制強化を訴えている。

その他に1912年綱領では第4項で代用品工業（マーガリン等）の規制を要求し，第6項で農業経営を維持するのに必要な農民の副業の保護を明文化しており，中産層イデオロギーが前綱領よりも強調されている。

11) 1893年と1912年の綱領全文は，H.-J. Puhle, op. cit., pp. 314—316. に収録されており，また大野，前掲書，171頁には1893年綱領の本文が引用されている。

12) BdLは「国民労働の保護」と結びつけて中産層イデオロギー（Mittelstandsideologie）を前面に押し出したが，そもそも「中産層」という概念はきわめて曖昧である。しかし逆に，曖昧であるがゆえに，中産層イデオロギーは現在の工業社会と過去の身分的特権との間の対立を隠蔽する可能性を有しており，「中産層」と

いう言葉が90年代になってからＢｄＬによって政治的スローガンとして最大限に利用された（Ibid., pp. 98—102）。

13）大資本への反感と中産層イデオロギーの強調は，ドイツ保守党が1892年に制定したいわゆる「ティボリ綱領」の第8項で既に明確に述べられている（Hrsg. von Wilhelm Mommsen, *Deutsche Parteiprogramme*, München, 1964, p. 79）。

14）拙稿「ドイツの畜産発展と農業経営——世紀交替期における農業政策の経済的基礎——」，北大『経済学研究』22巻4号，1973年1月，の第3章と終章を参照。

15）農業経営の収入に占める畜産物販売額の比率は，経営面積5ha以下の小農層では8～9割，10ha前後の中農層では5～6割，ユンカー経営では5割以下である。残りの大部分は耕種作物の販売収入である（前掲拙稿，155—162頁参照）。

16）この点についてはブーヘンベルガーもほぼ同意見である。すなわち，「はなはだしく偏った考察方法のみが，中小経営は穀価高低に利害関係を有さないと推論しうるのだが，この見解は既に5ha以上の経営では通常穀物は著しき分量を販売しているという経験的事実に矛盾する。」と述べている（Adolf Buchenberger, *Grundzüge der deutscheen Agrarpolitik*, Berlin, 1869，八木芝之助訳『農業政策』大正15年，333頁）。

17）ユンカー主導のＢｄＬに反対して，東部・西北部の農民代表として1909年に結成されたドイツ農民同盟（Deutscher Bauernbund, ＤＢ）も，その綱領の第3項で「保護関税政策の堅持」を主張していることは注目すべきことである。ＤＢ設立の直接のきっかけは，ユンカーが内地植民を利用して利得し，地方の政治権力の独占体制を固めようとするのに反対して，主に国民自由党の指導のもとに東部の反ユンカー的移住農民を結集したことに始まる。設立後，農場所有者と大農が指導権を握りながら，中部・西北部へと急速に拡大し，中小農民を引き込んで，会員数は1909年の2万人から1914年の5万人へと増加した。ＤＢの政策の反ユンカー的で農民的利益追求の特徴は，州議会や郡会，農業会議所への農民代表の選出とか，内地植民の推進，世襲財産制限などの要求に現われている。農業関税についてはＤＢもこれを要求している（Hrsg. von D. Fricke, op. cit., pp. 415—419）。ＤＢの関税政策は，飼料用大麦については高関税に反対し，畜産物関税に多くの関心を払う点ではＢｄＬと相違するが，しかしＤＢの総代理人であるカール・ベーメ自身，ＤＢとＢｄＬの関税政策での相違は本質的なものではない，と述べている（Carl Böhme, Deutsche Bauernpolitik, 3. Aufl., Würzburg, 1912, pp. 41—42）。

18）90年代の複本位制導入をめぐる論拠やその批判については，さしあたりブーヘンベルガーの前掲訳書，第6章第11節を参照されたい。

19）農業協会と農業会議所の活動については本来別稿を必要とするが，ここでは参考までにその概略を記しておく。農業協会は既に18世紀中にいくつか設立されたが，

一般に普及したのは19世紀中葉である。農業協会の数と会員数は，1820年15協会，1840年145協会，1860年541協会，1880年1,314協会，会員11万9千人，1890年2,068協会，17万人，1900年3,575協会，26万7千人である。各邦国またはプロイセンの各州毎に中央協会（Zentralverein）があり，その下部機関として Orts-, Zweig-und Kreisverein がある。農業中央協会の上級機関として，プロイセンには1842年設立の王立農業諮問会（Königliches Landes-Oekonomiekollegium）が，ドイツ全体については1872年設立のドイツ農業評議会（Deutscher Landwirtschaftsrat）がある。農業協会の主目的は農業技術および経営の発展を助成することにある。特に自然科学研究を進めてその成果を利用し普及するために多数の農芸化学研究所や農業学校を作った。他に，農業中央協会は巡回指導員を擁して管轄地域内の農民の技術指導にあたった。協同組合設立の援助，土地改良の援助等を行なった。農業協会はこれら多くの活動に必要な資金を会員からの徴収金と国や自治体からの補助金でまかなっていた。個人の会費は協会によりまちまちで，その額はわずかに30～50ペニヒのところも，また10マルクのところもあった。会費が安すぎるのは十分な活動資金を確保できず，逆に高すぎれば農民の加入の障害となった。19世紀末に農業協会の活動領域がますます拡大するにつれて，任意加入制ではもはや農業の全体的代表として活動することが困難になり，特に資金的制約が大きかった。そこで自立的農業経営を営む農民（自立的経営と非自立的経営の分類は純地租収益額によってなされるが，その基準は各州により異なっていて220～50ターラーである）の強制加入と会費徴収権のある公的な機関が望まれるようになった。その要求に応じたものがプロイセンの農業会議所法であり，東部諸州やザクセン州では直ちに州議会の承認を得て農業会議所が設立され，数年後にはヴェスファーレン，ハノーファー，ラインラント各州にも設立された。農業会議所の設立によって従来の農業中央協会の大部分はその中に吸収され，また下部機関はそのまま農業会議所の下部機関として継承されることになった。活動領域は農業協会よりも拡充され，農業技術進歩の助成の他に，行政官庁を補佐し，また独自に政策案を上申する権限を与えられ，取引所や市場への介入も行ないうることになった。農業会議所は年一回総会を開いて予算決定と理事の選出（各会議所によって5～14人）を行う。農業会議所は，広汎な権限を与えられた反面，政府による監督も強化された。(以上の記述は主に次の文献による。*Handwörterbuch der Staatswissenschaft*, 2. Anfl., Jena, 1900, Bd. V. の Landwirtschaftliches Vereinswesen の項および Landwirtschaftskammern の項。Hermann Twieselmann, *Ein Beitrag zur Geschichte und Kritik der preussischen Landwirtschaftskammern*, Tübingen, 1906, Willy Wygodzinski, *Agrarwesen und Agrarpolitik*, 2. Aufl., 1920, 山田勝次郎・東畑精一訳『農業政策』，大正13年，第6章。Derselbe, Die Landwirtschaftskammern, in: *Schmollers*

Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reiche, 40, Jg., 3, Heft, 1916)

20) H.-J. Puhle, op. cit., p. 25.

21) 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』, 1973, 16—20年頁参照。

22) 定期取引については, Max weber, Die Börse, in : *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen, 1924, 中村貞二・柴田固弘訳『取引所』, 1968年, およびブーヘンベルガー, 前掲訳書の第6章第8節を参照。

三、BdL の反カプリヴィ政策闘争

BdLは綱領の中で種々の農業保護政策を要求しているが, 最も力点をおいたのは, カプリヴィの農業関税軽減を伴う通商条約政策に反対して, 農業関税を維持強化することにあった。またそれと関連して通商条約締結の後には, 「カーニッツ提案」によって, 農産物価格を直接に引き上げようとする政策を追求した。農業保護関税を中心とした一連の要求項目が「大方策」(Grosses Mittel) とよばれ, 特に1893年から1897年にかけてのBdLの活動の中心軸であった。この活動は1902年の関税法成立によって一応の終結となる。「大方策」とは別に焼酎税法や砂糖税法の改正等を要求する「小方策」(Kleines Mittel) が展開された[1]。BdLのこれらの要求が, どの程度まで政府に承認されあるいは把絶されたか, また各政党は主農論者の要求に対していかなる態度をとったか, カプリヴィの通商条約政策について検討する[2]。

最初のものは対オーストリア通商条約を中心とする「大通商条約」であるが, ドイツ工業製品の輸出促進の必要性を訴えている政府の方針を強力に支持したのが中央党と自由思想党であり, SPDもまた食糧関税軽減ということで支持した[3]。ただし, 中央党は1891年の時点でこそ積極的に政府を支持したが, 本来中央党は種々の社会階層, 特に西南部のカトリック農民を含んでいるためにその方針は定かでなく, 1887年の時は5マルク関税に賛成したのであった。それが同じ年に, ビスマルクの軍事予算案に反対して「カルテル」反対派に回り, かつ1891年の穀物価格騰貴により, 党としては手工業者など食糧消費者のために関税軽減に賛成せざるをえなくなったのである。党の方

針にそって，対オーストリア通商条約の採決にさいしては，中央党議員は28人の欠席者（その大部分は事実上の条約反対者）を出しながらも反対投票をした者はいなかったが，ワイン関税の軽減を含む対イタリア通商条約の採決では34人の欠席者と５人の反対者を出している。反対投票をした５人とも全てブドウ栽培の多いバーデン選出の議員であり，明らかに西南部地方の中小農民の利害を考慮した行動といえる。[4]

国民自由党は1885年，87年の関税問題のときに既に賛成派と反対派に分裂していたが，今回も対オーストリア条約には反対者５人，対イタリア条約には反対者12人が出た。反対者はみな西南部出身者である。西北部出身の多数派は消費者代表として高い食糧関税には原則的に反対であった。[5]

帝国党では反対したのはカルドルフを含む２名のみで，大多数は今回の条約は「国民労働の保護」の原則を侵害することなしに工業の利益になると判断して賛成した。しかしそのように判断したのは1891年の時点での政治状況によるものであって，帝国党および国民自由党内の大工業家グループの基本的な態度は，農民を犠牲にしない範囲での通商条約の締結ということであった。[6]

主農派が大きな勢力を有している保守党はもちろん多数が条約反対に回った。むしろ対オーストリア条約に18人，対イタリア条約に14人もの賛成者が出たことは驚くべきことだが，これは当時の状況下では過大な保護要求は逆に関税の全面的切下げを食うかもしれぬと恐れてのことである。[7] 主農派の代表的人物であるカーニッツ伯でさえも，関税軽減案に全面的に反対することはできず，この時は穀物の異常な価格騰貴を考慮して５マルク関税の一時停止を主張して，妥協する態度を示さねばならなかった。[8]

かくて90年代初頭の輸出促進を求める声の高まりを中心とした政治状況によって，保守党を除く大部分の党の支持を受けて「大通商条約」は成立したが，1892年からの穀物価格の急速な低落が始まると，主農派は BdL を結成して組織的運動を開始した。 BdL の運動の最初の目標は目前に迫っている「小通商条約」を潰すことであった。とくに「小通商条約」の中心をなす対

ルーマニア通商条約に関する議論は次の2点でたたかわされた。一つは，穀物低関税は農業に有害か否か，もう一つは，工業は低関税により利益を得るか否か，[9]ということである。主農論者はルーマニア穀物とロシア穀物がルーマニア経由でドナウ河を利用してドイツに流入することに警戒心を抱いており，他方で各政党のリーダーは一般に対オーストリア通商条約は期待に反して工業にとっての利益は小さかったことを認めながら，新条約の効果に多大の期待をかけていた。彼らはルーマニア市場を約1億マルク，スペイン市場を4～5千万マルクと評価し，新条約を締結すればこの市場でイギリス，フランスと対等の競争をなしうるというのである。[10]

「小通商条約」は1893年11月に帝国議会に上程されたが，穀物価格は低落している最中であり，かつ91年から93年にかけてルーマニアからの小麦・ライ麦輸入量が急増していたので，主農論者のルーマニア穀物に対する警戒心は強く，議会での条約反対派議員は先の「大通商条約」の時よりはるかに上回った。対ルーマニア通商条約は1893年12月13日に可決されはしたが，189対165，欠席42という少差であり，BdL の躍進の下で条約反対派の力は急成長した。今回の各党の態度では，保守党および帝国党が少数を除いて農工同盟の維持のために条約に反対し，国民自由党と中央党の両党とも賛成派と反対派に分裂したことが目につく。地域的には，東エルベとバイエルン選出議員の反対が多く，西部および東エルベの商工業都市の代表は大部分が賛成投票をしており，農業地域と工業地域の利害対立が明確に現われている。東エルベの保守党の反対投票が多いのは当然としても，バイエルンの反対票が多かったことは注目に値いする。バイエルン全体では賛成者9人，反対者35人であり，特にバイエルンの最大政党たたる中央党は，ドイツ全体では真二つに割れたが，バイエルン選出議員は農民の利益を代表して全員反対投票した。[11]「このように中小農が支配的な地域から条約反対投票が多数出たということはSPDや自由主義急進派の教義――特に，穀物関税から何らかの利益を得るのは大土地所有者だけだという教義――に対する明快な批判であった。」[12]

このことは，BdLとの共同行動を嫌って別組織を作っているバイエルン農

民同盟（Bayerischer Bauernbund, B B）[13]に所属する4名の議員も全員反対投票をなしたということにも現われており，バイエルンでの農業関税軽減に対する反感の根深さを物語っている。

カプリヴィの通商条約の最後は，関税戦争のあと1894年2月に調印された対ロシア通商条約であるが，ここでもまた帝国議会やその他の場所で激しい利害対立と闘争が展開された。しかし対ロシア通商条約の採決においては，東部と西南部の農業界の代表（保守党と中央党）に対するカプリヴィの懐柔による一部の動揺にもかかわらず，農業代表の大部分は穀物関税切下げに反対投票した。6月16日の第三読会では200対146，欠席49で可決されたが，対ルーマニア条約の時と同じく，中央党と国民自由党は分裂し，保守党はもちろん大部分が条約に反対した。ただし帝国党とともに前回の対ルーマニア条約の時よりも賛成派が増加した。地域的には，東エルベの農業地方の代表および西南部のうち特にバイエルンの代表が圧倒的に条約反対派であることは対ルーマニア条約の時と同じである。[14]

カプリヴィの政策を通して言えることは，1879年に端を発し，1885年と87年に引上げられた高率の穀物関税を交渉の武器としつつ，ドイツの穀物関税率の切下げと相手国の工業製品関税率の切下げを内容とする通商条約を締結し，工業製品の輸出市場を確保することが主たる目的であったということである。しかしカプリヴィ関税は穀物関税率を切下げたにしても1885年関税よりもなお高率であった（第6表参照）。主農論者は穀物関税率切下げにたいしてはいかなるものであれ激しく反発したのであるが，商工業界の利害に押されて政治的には一歩後退せざるをえなかった。しかし主農論者の一歩後退にもかかわらず，カプリヴィの通商条約政策は決っして保護主義から自由貿易主義への逆転を意味するものではなく，工業とともに農業にたいする高度の保護政策は継続されたのであった。特に東部のユンカーが以前から要求していた同一性証明の廃止および輸入証明書の交付が対ロシア条約との交換条件として承認されたことは，ユンカーにとっては穀物関税率切下げによる損失を償って余りあるものであった。[15]

第6表　農産物関税率（100kg当りマルク）

	1879年 7月15日	1885年 3月22日	1887年 12月21日	1891年(a) 12月6日	1902年(b) 12月25日	1906年(c) 3月1日
小麦	1	3	5	3.50	7.50～5.50	5.50
ライ麦	1	3	5	3.50	7～5	5
カラス麦	1	1.50	4	2.80	7～5	5
大麦	0.50	1.50	2.25	2	麦芽用7～4 飼料用　7	麦芽用　4 飼料用1.30
とうもろこし	0.50	1	2	1.60	5	3
小麦粉	2	7.50	10.50	7.30	18.75	10.20
バター	20	…	…	16	30	20
チーズ	20	…	…	15	30	15
鶏卵	3	…	…	2	6	2
牛・豚肉	12	20	…	15(e)	45	27
去勢牛	20(d)	30(d)	…	25.50(d)	18	8
乳牛	6(d)	9(d)	…	…	18	8
豚	2.50(d)	6(d)	…	5(d)	18	9
樽詰ワイン	24	…	…	20(f)	24(g)	20(g)

備考　1.　1865年から1879年までは穀物関税はゼロで，畜産物に対する関税も相対的に低かった。

2.　a，オーストリア＝ハンガリー，イタリアとの協定関税。
b，関税定率法で定められた率で，小麦・ライ麦・カラス麦・麦芽用大麦には最低税率が定められている。
c，諸通商条約に従い，1902年の法律が発効した際に実施された税率。
d，1頭当りマルク。
e，豚肉については17マルク。
f，赤ワインは10マルク。
g，アルコール分10%以上のものはさらに高率。

出典　Michael Tracy, *Agriculture in Western Europe*, London, 1964, p. 88, 阿曽村邦昭・瀬崎克己訳『西欧の農業』，昭和41年，88頁。

1)　「大方策」「小方策」という用語はＢｄＬだけでなく一般的に使われていたが，分類のしかたは団体や論者によって多少異なるようである。一般に農業関税のように直接農産物価格に影響するものを「大方策」とよび，土地生産性や労働生産性を上げるための農業技術普及の諸政策を「小方策」とよんだようである。主農論者は「大方策」を中心に主張し，特に1895—1897年にはカーニッツ提案・複本位制・取引所改革の三大方策を運動の中心に据えた（Walther Lotz, Die Handelspolitik des Deutschen Reiches unter Graf Caprivi und Fürst Hohenlohe (1890—1900), in: *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, XCII., 1901, p. 145)。しかしやや自由主義的色彩をもつブーヘンベルガーの場合は，「適度な」保

護関税と並んで「小方策」も重要であることを強調し,「小方策」という言葉にまどわされてこれを軽視すべきでないと主張する（A，ブーヘンベルガー，前掲訳書，82—85頁)。また，ＳＰＤの1895年の農業綱領草案では，食糧品関税には原則的に反対であることからして当然だが,「農民保護」の要求項目は「小方策」的なものに限定されている。

ただし本稿では，種々の保護政策を「大方策」と「小方策」に分類することの適否や，どちらがより有効な政策であるかということには立入らない。

2) 各国との通商条約の帝国議会での審議経過については，大野，前掲書，166—189頁に詳しいので，本稿では論及しない。ただ，ＢｄＬとの関連で重要と思われる点に触れるにとどめる。

3) ＳＰＤのベーベルは，党が政府案に従うのを精神的自殺であると非難したが，党は結局賛成投票に回った。賛成者24人，欠席者11人であった（S. R. Tirrell, op. cit., p. 124)。

4) 対イタリア通商条約に反対した66人のうち約半数はブドウ栽培地域選出の議員である。全政党を合わせた地域別内訳は，バーデン７人，バイエルン８人，ヴュルテンブルク６人，ヘッセン３人，ヘッセン＝ナッサウ州カッセル県３人，ラインラント州コブレンツ県１人，エルザス＝ロートリンゲン４人である（Ibid., p, 134)。ブドウ栽培面積は，1892年の全ドイツ11万８千haのうち，バーデン１万８千ha，バイエルン２万２千ha，ヴュルテンブルク１万８千ha，ヘッセン１万１千ha，ヘッセン＝ナッサウ州３千ha，ラインラント州１万２千ha，エルザス＝ロートリンゲン３万１千haであり，全体の96%を占める（Vierteljahrshefte zur S. D. R., 2. Jg., 3. Heft. 1893, pp. 60—61)。

5) S. R. Tirrell, op. cit., pp. 128—129.

6) Ibid., p. 131.

7) Ibid., p. 132.

8) W. Lotz, op. cit., p. 91.

9) S. R. Tirrell, op. cit., p. 221.

10) Ibid., pp. 225—227. また，ロッツによれば，ドイツのルーマニア向輸出額は1890年5,340万マルクであるが，新通商条約によって１億マルクを目標にしており，ルーマニア向輸出に主に関係するのはゲラ，ミュールハウゼン，ザクセンの毛織物工業と紡績工業，オーバー・シュレージエンの鉄工業，シュヴァルツバルトの時計工業であるという（W. Lotz, op. cit., p. 109)。

11) S. R. Tirrell, pp. 242—245.

12) Ibid., pp. 245—246.

13) ここでバイエルン農民同盟（ＢＢ）の概略を述べておく。1890年代初頭の農産物価格下落と農村からの徴兵の増加に対する中小農民の不満が高まり，その不満は

カプリヴィの通商政策およびそれを支持した中央党に対して向けられた。1893年にはニーダー・バイエルン農民同盟が設立され，選挙では独自の候補を立てて中央党と争った。この同盟はＢｄＬの影響を強く受けて組織的基盤を持つに至ったものであり，保護政策の基調もＢｄＬと同じであったが，バイエルン農民のユンカーにたいする社会的対立およびプロイセン保守主義への反感のために，ＢｄＬとの直接の提携はなされなかった。1893年から1895年にかけてバイエルンの各郡に農民組織が成立し，1895年に各組織が合同してＢＢが結成された（ただし森林地帯で耕地の少ないオーバー・バイエルンの組織は未参加）。ＢＢは農業保護要求についてはＢｄＬとほぼ同じであるが，農民の利益代表として軍備拡大に反対し，普通選挙権を要求するなど，民主主義的傾向が濃厚である。ＢＢはＢｄＬに対して反感をもちながらも，政策内容が似ていることとカトリック農民組合との対立のために，1900年にはＢｄＬとの初めての交流をもつに至った。ＢｄＬとの交流がもたれるようになってから，大農の多いフランケン地方の支部が勢力を伸ばしてＢＢは著しく右傾化していった。1901年には主要穀物に最低７マルク関税を要求する決議を行なっている。関税政策についてはＢｄＬの路線と同一であった。その後は，中央党の巻き返しもあってＢＢは1910年に内部分裂し，ニーダー・バイエルンの小農勢力が抬頭して，11月革命の時にはアイスナー政府を支持し，レーテ共和国崩壊後はまた右傾化するという変遷をたどっている（Hrsg. von D. Fricke. op. cit., pp. 66—78）。バイエルンにおけるＢＢの組織運動に対抗して，南部・西部およびシュレージエンのカトリック農民組合は中央党と結びつつ，量的にはプロテスタント系の農民組織を凌駕していたようである（飯田収治・中村幹雄・野田宣雄・望田幸男共著『ドイツ現代政治史——名望家政治から大衆民主主義へ——』，昭和41年，170—172頁）。

14）S. R. Tirrell. op.cit., pp. 293—298.

15）同一性証明の廃止と輸入証明書の交付による効果については，大野，前掲書，181—182頁，および高橋精之「第一次世界大戦に至るドイツ穀物関税政策の推移とその意義」，『土地制度史学』，第18号，1963年，33—36頁を参照していただきたい。その要点だけ述べておきたい。1879年の穀物関税設置後，国内の穀物価格は世界市場価格よりも上昇したが，それと同時に東エルベからの穀物輸出も減少し，穀物余剰地域である東エルベと不足地域の西部との穀物価格差が拡大した。しかし同一性証明の廃止によって輸出割戻し金の入手が容易になり，東エルベからの穀物輸出が漸次増加するとともに国内価格差も縮少し，ユンカーは関税による世界市場価格との格差を充分に享受しうるようになったのである。その成果は穀物輸出量の増加および輸入証明書発行額（すなわち輸出奨励金となる）の増加となって現われている（第７表参照）。

第7表　関税粗収益と輸入証明書発行高

（百万マルク）

	関税粗収益	輸入証明書発行高		関税粗収益	輸入証明書発行高
1894	394.4	6.7	1904	554.8	34.2
1895	424.5	9.1	1905	678.2	34.7
1896	471.3	7.5	1906	651.9	59.6
1897	486.6	14.5	1907	739.2	55.4
1898	520.3	14.8	1908	692.3	102.2
1899	514.2	20.1	1909	804.8	100.3
1900	515.1	22.1	1910	839.1	123.4
1901	538.7	15.0	1911	884.6	105.5
1902	552.1	15.4	1912	901.6	126.4
1903	559.3	21.6	1913	892.6	168.8

出典　Peter-Christian Witt, *Die Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1903 bis 1913*, Lübeck und Hamburg, 1970, p. 53.

四、各政党および圧力団体との関係

BdLは議会で自己の利益を貫徹するため選挙戦には熱心であった。BdL設立直後の1893年の帝国議会選挙ではまだ選挙戦の体勢整のわず，独自のイニシアティブはとれなかったがそれでも BdL の綱領を承認する約百人の代議士を獲得した[1]。1898年の帝国議会選挙では BdL 綱領を承認する 241 人の候補者を支援し，そのうち 118 人が当選した。そのうち21人は BdL の専従である。当選した 118 人の諸属党派はまちまちだが，約半数は保守党員であり，BdLと保守党の結びつきの強さを示している[2]。BdLはその後の帝国議会選挙でも保守党を中心に帝国党，国民自由党等を結んで数多くの議席を獲得して帝国議会で勢力を振った[3]。

それでも帝国議会では普通平等選挙のため親 BdL 議員は全体の約四分の一強であったが，プロイセン下院においては三級選挙制度の手助けを得て保守党と BdL は絶大な勢力を築いた。プロイセン下院全議席数 433 のうち，1893—1913年にかけて保守党は恒常的に約三分の一を占めている。BdL会員である議員は大部分保守党と自由保守党に属しているが，1903年に 157 人，1908年 168 人，1913年 150 人で三分の一を優に越している。非会員であるが

親BdLの議員をこれに加算すれば1908年には BdL 派議員は243人となり，過半数を確保している。[4]

各政党との関係では，明確に対立したのはSPDと自由思想党である。SPDとの敵対についてはいうまでもないことであるが，自由思想党も自由主義・民主主義・ユダヤ主義・「金融資本」の手先として主農論者から憎まれた。農業政策上の問題に限れば，農村への影響力が小さいSPDよりも，むしろ自由思想党を危険視していた。[5]

BdLと中央党の関係は農業政策上きわだって対立する点もないが，組織的な協力関係がもたれるのは例外的であり，概して西南部地方の農民獲得をめぐって対立的な関係にあった。中央党の側からすれば，主農派の農業政策にいかなる態度をとるかはその時の政治情勢や党内事情に応じて決定された。[6]

国民自由党の基盤は多階層に依っているため，カプリヴィ時代には工業グループを代表する通商条約賛成派が多数を占めていたが，しかしハノーファー州，ヘッセン，フランケン，ヴュルテンブルク，プファルツ，バーデン等の農村部選出の議員も多数含まれており，その中には BdL 会員もいた。そのため1893年以後，同党は BdL に対抗姿勢をとろうとしながらも主農派的経済政策を全く無視することもできず，常に圧迫を受けていた。[7] 1907年の帝国議会選挙では同党内の BdL の影響力が一層強化された。[8]

BdLと最も密接な関係にあるドイツ保守党は，以前からユンカーの利益代表政党である。同党では1880年代から90年代にかけて地方組織（選挙協会）がつくられ，20世紀に入ってからは州＝邦レベルの地方組織も作られたが，組織としての活動は低調で地方の名士に依存していた。したがって党組織の中央集権化も進展しなかった。党組織の脆弱さを，「(一) 東エルベの郡行政制度の活用と，(二) 農業者同盟への接近によってカバー」することによって，[9]「名望家政治」から「大衆民主主義的状況」への変化に対応しなければならなかった。保守党の組織運動の間隙をぬって BdL が機関紙等によるアジテーションで主農派を結集し，選挙の際には BdL はその組織を挙げて保守党

を支援する一方で，候補者選択等の決定権を党にたいして要求するような影響力をもつに至った。帝国議会選挙では BdL が独自の候補を立てるのは稀で，約半数は保守党から立候補し，保守党の当選議員は全員が同時に BdL に加入しているという関係にあった。この状態はプロイセン下院においても全く同様である。[10]

保守党と BdL の連携をもってしても1893—1912年間の保守党の得票率減少を喰い止めることはできなかった。しかし得票絶対数は1898—1912年間に増加した。[11] ブランデンブルク州，シュレージェン州，オストプロイセン州，ザクセン王国等では保守党の得票率が減少したが，[12] ハノーファー州，ヴェストファーレン州，ラインラント州，バイエルン，ヴュルテンブルク，ヘッセンなどの，従来保守党の基盤が弱かった地域では保守党からの立候補とともにBdLに独自の候補者を立てて得票を伸ばし，プファルツ，ミッテルフランケン，ヴュルテンブルク，バーデンではそれぞれ１～２名の当選者を出した。[13] 南部・西部の農村地区での保守党と BdL の得票増はひとえに BdL の活動の結果である。

ドイツ工業界の最大最強の圧力団体であるドイツ工業家中央連合(Zentralverpand der Deutscher Industrieller, ZDI) との関係もきわめて重要である。ZDI は創立時の1870年代には西北ドイツの鉄工業資本と南ドイツの紡績業資本の２グループが中心的存在であったが，特に後者の勢力が強かった。1873年以来の不況に対処するために ZDI は工業の保護関税を主張し，1879年関税の成立に関与した。大不況期を過ぎて19世紀末期になると鉄鋼業や鉱山業等の重工業が著しく台頭して ZDI を支配するに至った。[14] しかし重工業資本による専一的支配が成立したわけではなく，世紀交替期には ZDI 内に次の三つの分派が存在した。すなわち，

(1)　主農的工業家グループ（Agrarische Industriellen）

(2)　シンジケート理事グループ（Direktoren der Syndikate）

(3)　中経営工業家グループ（Industriellen der Mittelbetriebe）あでる。[15]

(1)のグループの成員は，第一に，ZDI 内の BdL 会員であって，農業的工

業すなわち精糖業，焼酎醸造業，製粉業等の工業家である。第二に，農業と関係の深い肥料生産者，農業機械生産者であり，第三に，大土地所有者兼工業家である者が成員になっている。このグループが1902年関税法審議の際に，BdLと緊密な関係を保ちつつ農業関税要求の急先峰になった。[16] (2)のグループは世紀交替期に内に多数存在したカルテルのうちの小部分のみから成り，この中では鉄鋼連盟とライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートが中心的存在である。E.キルドルフがこのグループの代表者である。このグループはカルテル成員の利益代表機関であることと対労働組合闘争の中央機関であることが特徴である。[17] そして，大工業グループの大部分は戦争直前まで国民自由党に留まりながら，その利益追求のためには保守党との同盟を強化しようとした。[18] (3)のグループは主に繊維・機械・金属加工等の完成品工業の中経営の代表者からなる。このグループも他のグループと同様に社会闘争の中から成立したものである。その一つは労働運動の圧力であって，大経営におけるよりも中経営における方が労働運動に対する敵対感が強かった。第二に，中経営は独占体の収奪を受ける立場にあり，また輸出利害からして反カルテル的立場であるからシンジケートグループと対立的関係にあった。それと同時に，労賃騰貴の原因となりうる食糧関税に反対であったから，主農的工業家グループとも対立することとなったのである。[19]

ZDI 内では世紀交替期から上記の三グループが形成されて相互に対立していたが，会員数では(3)の完成品工業グループが優勢であった。しかし会員数は少ないが財政的に力のある(2)の石炭・鉄鋼を主とする原料品工業グループが最終的には主農派グループと妥協してカルテル関税と農産物関税を組合わせた1902年関税法を推進することになったのである。[20]

1) H.-J. Puhle, op. cit., p. 167.
2) Ibid., p. 168.
3) 1903年の選挙ではＢｄＬは174人を推薦して89人が当選，そのうちＢｄＬの専従は21人である。1907年選挙では推薦241人で当選138人，専従23人，1912年選挙では推薦246人，当選78人，専従14人である（Ibid., p. 166)。
4) 州別にみると，親ＢｄＬ派議員が半数に満たないのはヴエストファーレン州とラ

インラント州のみである。プロイセン以外の邦議会においてはＢｄＬの勢力は小さい（Ibid., pp. 171—172)。

5) Ibid., pp. 189—190.
6) Ibid., pp. 190—193.
7) Thomas Nipperdey, Interessenverbände und Parteien in Dentschland vor dem ersten Weltkrieg. in : *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, Hrsg. von Hans-Ulrich Wehler, Köln. Berlin, 1968, p. 381.
8) H.-J. Puhle, op. cit., pp. 193—199.
9) 飯田他，前掲書，183—185頁。なお，ニッパーディも同様のことを述べている。すなわち，ＢｄＬと保守党が結びつくことによって，ＢｄＬは保守党にその時まで欠けていた大衆的基盤を作り出し，逆に保守党はこの結びつきによって立憲政党から農業党になった，と。(T. Nipperdey., p. 380)。
10) H.-J. Puhle., pp. 213—217.
11) 飯田他，前掲書，328—329頁参照。
12) H.-J Puhle, op. cit., p. 219.
13) Vgl. *Vierteljahrshefte zur S. D, R.*, 12. Jg. 3. Heft, 1903, pp. 42—107.
14) Hrsg. von D. Ericke, *Die bürgerlichen Parteien in Deutschland*, Bd. II. 1968, pp. 856—857.
15) Hermut Kaelble, *Industrielle Interessenpolitik in der Wilhelminischen Gesellschaft*, Berlin, 1967, pp. 61—62.
16) Ibid., pp. 62—66.
17) Ibid., pp. 68—70.
18) T. Nipperdey, op. cit., p. 382.
19) H. Kaelble, op. cit., pp. 80—82. および T. Nipperdey, op. cit., p. 382.
20) H. Kaelble, op. cit., p. 94.

五、1902年関税法の意義

カプリヴィ時代には各国との通商条約の締結により穀物関税が引下げられたが，その代償に同一性証明の廃止によってドイツ国内の穀物価格差が解消の方向に向い，東部のユンカーは大きな利益を得た。だがユンカーはこれで満足するようなことはなく，また1898年の帝国議会選挙の結果右派の諸党全体としては後退しながらも，保守党と反ユダヤ党をはじめとして帝国党と国民自由党内でも BdL は勢力を伸ばし，中央党内の農業保護派も勢力を維持したこともあって，きたるべき関税法改正で主農派が台頭する足場が確保さ

れた。この選挙で BdL が躍進した理由の一つには，養豚，酪農，養鶏を主たる現金収入源にしている中小農民にまでも高穀価が経済的利益になると宣伝し，畜産物の高関税要求を約束し，さらに自由貿易による家畜口蹄病の国内蔓延の恐れをキャンペーンして中小農民の抱き込みに成功したことがあずかっている[1]。

他方，1890年代に入ってから社会主義運動および労働運動の伸長が著しく，ホーエンローエのもとでカプリヴィ時代の農工対立を止揚して政府，工業資本，ユンカーを中心とする反社会主義勢力の結集政策へと路線転換がなされた。さらに，1898年と1900年の二度にわたって艦隊の増強が計画され，艦隊建設の財源確保と，ユンカーに譲歩しつつ農工の政治的結合を強める手段として，政府は農業関税の引上げを約束して艦隊法を通した[2]。

新関税法案の審議は1901年12月から帝国議会において開始された[3]。BdLを頂点に，保守党，帝国党，国民自由党の他にカトリック系農民を包含する中央党も保護関税側に立った。1902年10月の第二読会には，ライ麦・小麦・大麦・カラス麦の四種とも 100 kg当り 7.5 マルクの最低関税を要求する BdL 案の他に，議会の関税委員会案・中央党案・政府案の四案が提出された。いったんは委員会案（小麦 6 マルク，他の三穀物 5.5 マルクの最低関税）が可決されたが，その後政府案を修正したカルドルフ提案（小麦 5.5 マルク，ライ麦・カラス麦 5 マルク，大麦 4 マルクの最低関税）が可決された。12月の第三読会では，最終的に小麦7.5—5.5マルク，ライ麦・カラス麦 7 — 5 マルク，麦芽用大麦 7 — 4 マルクの二重関税，飼料用大麦は最低関税なしの 7 マルクとなり，バター・チーズはカプリヴィ関税の 2 倍に，肉・豚は 3 倍に引上げられた（第 6 表参照）[4]。

穀物の二重関税の設定は，きたるべき通商条約交渉を有利に行うための準備であるとともに，高率の最低関税は主農派への譲歩である。しかし飼料用大麦は1891年の 2 マルクから 7 マルクへ，トウモロコシは 1.6 マルクから 5 マルクへと極端に引上げられたが，最低関税が設定されていないことに注目すべきである。関税法の第二読会では四案とも麦芽用と飼料用を区別せずに

共通に高い最低関税を課していたが，第三読会の開始以後初めて宰相ビューローが飼料用大麦の最低関税に固執しないことを言明した。したがって，対外交渉用に飼料用大麦とトウモロコシは高い税率となったが，1906年に締結された各国との通商条約では飼料用大麦1.3マルク，トウモロコシ3マルクに引下げられた[5]。もっとも，飼料穀物の関税率切下げで畜産農民に好意を示した反面で，1902年関税法では同じ畜産農民の意を汲んでかなり引上げられた畜産物関税も1906年の協定関税ではカプリヴィ関税とほぼ同じ水準にまで引下げられたのであった。

要するに1902年関税法と1906年の協定関税とを比較するならば，ユンカーは穀物高関税で自己の利益を図りつつ（穀物関税は多少とも穀物を販売する農民にとっても利益となるものであったから，大部分の農民は反対しない），農民経営が穀物以上に主たる収入源としている畜産物の高関税案で農民の意を迎えた。しかし最低関税を設定せずに協定関税での外国への譲歩の手段とすることで農民層を騙し討ちにかけた，といえるのである。ただしそのさい，西北部の大都市近郊の専業化した酪農・養豚経営は直ちに経営危機に陥いることになるので，飼料用大麦の低関税でその反抗を防いだのであった[6]。

このように，飼料用大麦を除く高率の穀物関税と相対的に低率の畜産物関税は，その後のドイツ農業にどのような影響を及ぼしたであろうか。まず，穀物関税が上昇したことによって輸入証明書の価値が上昇し，すなわち輸出奨励金が増加したことによって，ライ麦とカラス麦の輸出は（1966年と1907年が不作であったにもかかわらず）1906年から増加し，ライ麦は豊作の1908年から輸出超過に転じたし，カラス麦も輸入超過量はごくわずかになった。逆に低関税の飼料用大麦の輸入は増加して，大麦の輸入超過量は1900—04年平均113万トンが，1905—09年平均207万トン，1910—13年平均303万トンに達し，この大麦は主にドイツ西部の養豚業に利用された[7]。穀物輸出の増加は当然輸入証明書発行額の増加となって現われるわけで，1905年の3,500万マルクにたいして1906年には6,000万マルクに増加し，豊作の1908年には一気に1億マルクに達した（第7表参照）。かくてドイツでは全般的な経済の活

況と保護関税の作用により，穀物価格は騰貴した。[8] 穀物価格騰貴は地価上昇をもたらした。1890年代には農業投資の成果としての劣等地の収益改善により地価騰貴してきたものが，1902年以後は関税による収益改善を先取りして投機的に著しい地価騰貴がもたらされ，1906年の新関税実施後も続いた。[9] 地価騰貴は穀物関税の恩恵を受ける度合の大きい東エルベにおいて特に著しかった（第8表参照）。土地所有と経営が結合し，多かれ少なかれ土地抵当信用によって経営資金や土地購入資金を調達していたユンカー経営および農民経営にとって，不況期における農産物価格と地価の低落はたちまち経営危機の要素となるが，持続的地価騰貴は抵当信用の拡大による経営資金ないし新投資資金を調達する可能性を与える点において重大な意義を有していた。関税に保護されながらのドイツ農業の発展は，自由貿易のもとでの穀作から畜産への転換を主張したブレンターノ流の経済合理性だけを重視する観点からすれば種々の問題を含むにしても，ユンカー経営と農民経営を維持しながら農業の生産力上昇をもたらした限りにおいて農業問題の現実的解決を果したと評価しうるのである。

第8表 プロイセンにおける地価騰貴

	プロイセン（全階層）	プロイセン東エルベ諸州（地租純収益6M/ha以下の層）
1896	100	100
1902	118	123
1908	148	161
1911	169	190
1913	189	220

出典 P.-C. Witt, op. cit., p, 51.

しかし農業問題の現実的解決がなされたということは，ドイツ農業の矛盾の一切が解決されたことを意味するものではない。一つには将来不況が到来した時に抵当負債が重荷になるという一般的問題もあるが，農業の発展内容そのものに問題が含まれている。農業関税の影響力は第一に作付面積の変更となって現われた。1883—1900年には飼料作物作付面積の増加はパン穀物作付の増加をはるかに凌いでいたが，1900—13年には逆転して後者の増加は前者を凌いだ。中でも関税で手厚く保護されたライ麦とカラス麦の増加が著しかった。それに反して関税率が相対的に低かった畜産の伸びは停滞気味にな

った。[10] すなわち自由貿易のもとで農業部門全体を縮少しつつ穀作から畜産への転換によるイギリス型の農業問題の「解決」に対して，ドイツでは保護関税を前提にして穀作と畜産の結合による混合経営の推進によって農業問題の解決を計らざるをえなかったのである。それは膨大な農民層の存在によって政治的にも要請されたことであった。

関税政策による農業問題の現実的解決によって，90年代から20世紀にかけて政治の焦点となった農業問題をめぐる論争も急速に後景に退いた。しかし他方では，関税や消費税等の間接税の負担は低所得層になるほど重くのしかかることになって，大戦前夜の政情不安の一要因となった。[11] 対外的には，関税による輸入の制限とダンピング輸出を含む世界市場への進出を一層促進することになって，帝国主義的対立を激化するものとなった。

1) Alexander Gerschenkron. *Bread and Democracy in Germany*, New York, 1966, p. 58.

2) 大野，前掲書，196頁．関税に対しては工業内部でも常に対立が存在する。鉄鋼独占体は農業関税を承認したが，中小輸出工業資本は農業・工業両関税に反対している。具体的にはＺＤＩとドイツ工業家同盟の対立となって現われている（熊谷，前掲書，第三部参照)。

3) 1902年関税法の審査経過は，大野，前掲書，213—9頁を参照されたい。本稿では飼料穀物関税と畜産物関税について若干のことを付け加えるに留める。

4) 1902年関税法は一見主農論者の主張が一方的に罷り通ったように見えるが，工業関税も維持ないし引上げされたものが多く，独占体によるダンピング輸出を可能とした（戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』，1963年，259—263頁，武田隆夫編『帝国主義論・上』，1965年，274—278頁を参照)。

5) 飼料用大麦の低税率に対して，「醸造用大麦の高税率はバイエルン農民の利益になるものであり，それは関税体系の中で特別の地位を占めている。」（A. Gerschenkron, op. cit., p. 63)。

6) ガーシェンクロンの計算方法によれば，生きている豚100 kgの生産のために大麦500 kgが必要なので，大麦と豚の税率比は1対5で釣合いがとれるとする。カプリヴィ関税のもとではその比率は1対3.3（豚1頭の体重75kgとして）であるから，購入飼料に依存する養豚経営は損害を受ける。1906年の協定関税のもとで，その比率は1対6となり，飼料用大麦と豚肉に関する限りは後者が有利となり，西北部の養豚業の拡大を可能にした，と指摘している（Ibid., pp. 73—74)。しか

し卵や酪農製品は飼料関税よりも相対的に低かったので，酪農や養鶏の専業経営の拡大の阻害要因になったとも言う（Ibid., p, 75)。ただし，飼料の大部分を経営内で自給する場合には直接の関係はない。第一次大戦では西北部やベルリン近郊を除けば酪農・養豚・養鶏の専業経営は少数であったとみるべきである。ガーシェンクロンは，農民経営が全て飼料を購入するものとして農民経営の損失を結論づけているが，尚早である。

7) M，トレイシー，前掲訳書，104頁，および P.-C. Witt, op. cit., pp. 50—51.

8) 高橋，前掲論文，34頁。

9) 宇野弘蔵「ブレンターノとディール——穀物関税に関する彼等の争論について——」，『宇野弘蔵著作集』，第8巻，1974年，261頁。

10) 竹市鼎「ドイツの畜産と穀作との競合関係」，『農業総合研究』第6巻，4号，昭和27年，165—174頁参照。なお，帝国主義段階におけるドイツ農業の動向について詳しくは，宮下，前掲書，224—239頁参照。

11) 所得階層別の間接税の負担率は1900—05年において年間所得4,000マルク以上層が所得の1％台，2,000—4,000マルク層が2％台，それ以下の階層は3％から4％と，逆累進になっている。直接税の負担は高額所得層の方が重くなっているが，全租税負担では下層に対して重くなっている（P.-C. Witt, op. cit., p. 52)。

六、ま と め

帝国主義段階におけるドイツの農業保護政策の展開は，穀物関税と工業関税を結合しつつ，一方ではドイツ重工業の発展による労働者の賃金上昇，他方では間接税による労働者，小市民層の収奪の基礎の上になされた。また，重工業独占体は食糧関税による賃金上昇の圧力に耐えることができたので，ドイツ工業が発展する力を有している間は自らが多少の犠牲を蒙むろうとも農業関税を設定してユンカーや農民を政治的経済的に安定化を計った。そして保護関税のもとでの生産力上昇を遂げることで，ドイツ農業の矛盾の顕在化を抑えることができた[1]この点にこそ，BdLが農民層をも包含して農業界の代表として勢力を伸ばしうる基盤があったのである。保護関税のもとでの農業問題の一時的解決は，大戦直前の頃には破綻が見えはじめてきたが，ともかくも大戦までは関税制度のもとで農村でのユンカー支配体制は維持された。それを打破して農業労働者組合や農民の運動が台頭するのは，大戦による国内の社会的混乱を待たねばならなかった。

1）反面，関税による農業問題の一時的解決は永続化しうるものでなく，農民経営での集約化の推進は新たな矛盾の形成を準備するものでもあった。